

平成 20 年 2 月 7 日

お客様各位

株式会社セシール

「カビ取りなっとう君」・「風呂カビすっきりバイオ君」についてのお知らせ

平素はセシールの商品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび公正取引委員会は、製造販売業者 7 社に対し、「浴室等を清掃する際にカビを落とすやすくする、浴室等のカビの付着を防止する」等の表現で販売されていたカビ防止商品について、その広告表現が消費者に優良誤認を与えるものとして、景品表示法に基づく排除命令を行いました。

これらの浴室等のカビ防止商品は、下記の当社販売商品と同一の物ですが、当社広告表現は今回の排除命令の対象になっておらず、また商品自体の安全性にも問題はありません。しかしながら、当社としては、同一商品に排除命令が下されたという事実を重く受けとめております。併せて、商品の品質の向上、サービス品質の向上とともに、お客様に安心して商品をお買い求めいただけるようコンプライアンス経営の徹底にも日々努めております。

なお、返品をご希望されるお客様は、下記のフリーダイヤルにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

今後とも当社をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

対象商品 品番・品名：C C - 4 8 2 カビ取りなっとう君
C C - 4 8 4 カビ取りなっとう君 押入用
C C - 4 8 5 カビ取りなっとう君 窓際用

販売期間：平成 18 年 9 月 25 日～平成 19 年 11 月 30 日
ただし、以上3品番については、今回の対象となるのは
下記の期間と重なるものに限ります。

商品容器に違反した表示内容の表示時期
平成17年4月ころ～平成19年1月ころ
(公正取引委員会公式ホームページから引用)

対象商品 品番・品名：C E - 1 1 1 風呂カビすっきりバイオ君
販売期間：平成 19 年 7 月 2 日～平成 19 年 12 月 3 日

以上

本件についてのお問い合わせ先
フリーダイヤル：0120-70-8888
受付時間：午前 9 時～午後 9 時